

事 務 連 絡  
平成20年9月12日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

労働基準局労災補償部  
労災管理課長補佐（企画担当）

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律  
の施行期日を定める政令の公布について

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が本日公布されました（本改正の施行期日は、平成20年12月1日（月））。  
なお、本改正法の施行に当たっての留意事項等については、別途連絡する予定であることを申し添えます。

<連絡先>

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課法規係  
山口、松野、渡辺  
TEL 03-5253-1111（内線5439）